



すみりんニュース

No.51

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人 住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.su-metoru-iyoshi.or.jp/>

この号の内容

- 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座9月例会の報告
「部落差別解消推進法」について (1) ~ (8)
- 住吉隣保事業推進協会の動き
 - 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座2月例会の案内 . . . (8)
 - 賛助会員を募集しています! (8)

■ 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座9月例会の報告

去る9月24日(土)午前10時~正午まで、すみよし隣保館 寿3階小会議室において「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座の9月例会を開催しました。テーマは「部落差別解消推進法案について」で、講師は公益財団法人住吉隣保事業推進協会理事長の友永健三さんでした。公益財団職員の友永健吾さんの司会進行で、講座ははじめられ、1時間40分程度の報告の後、若干の質疑応答がありました。

なお、「部落差別解消推進法」は、12月9日に参議院本会議で可決・成立、12月16日公布・施行されました。このため、以下に掲載する原稿は、当日の報告を基に、この法律が制定、公布・施行されたことも踏まえたものとして、執筆をお願いしたものです。

各方面で「部落差別解消推進法」の活用に向けて、この原稿が活用されることを願っています。

(事務局)



「部落差別解消推進法」について

友永 健三さん(部落解放・人権研究所名誉理事)

はじめに

部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」と略)が、2016年12月9日参議院本会議において賛成多数で可決・成立、12月16日公布・施行されました。この機会に、この法律が提案されてきた経過、この法律の内容、評価、共産党議員の反対意見とそれへの反論、今後の課題について述べます。

法案提出までの経緯

2002年3月末で、部落問題にかかわった「特別措置法」は終了しました。しかしながら、それ以降も部落差別が存続しているため、各方面から法律の制定に向けた取り組みが粘り強く展開されてきました。

とりわけ、悪質な差別事件が多発している実情を受けて、被害者の救済に焦点を当てた取組が盛り上がり、2002年3月には、「人権擁護法案」が国会に上程されましたが、メディア規制等が含まれていたことなどもあり、翌年10月の衆議院解散で廃案とな

りました。(注1) その後も「人権委員会設置法案」の取りまとめなども行われましたが、法律の制定には至りませんでした。

この間、戸籍謄本等の不正入手事件、不動産売買をめぐる差別事件、インターネット上での悪質な部落差別情報の多発、「全国部落調査」復刻版の販売予告事件の発覚、といった事態が相次ぐ中で、今回の「部落差別解消推進法案」がとりまとめられるところとなっていました。

この法案の提案者の一人である自民党の山口つよし衆議院議員が、ホームページに法案が提出された経緯を「2016年に入り、二階俊博総務会長の強い意向を受けて(中略)党内に『部落問題に関する小委員会』が設置され、委員長には私が、そして事務局長には門博文衆議院議員が就き、法務省及び各種団体、また有識者からヒアリングを重ね、立法事実の有無を確認し、この度、法案をまとめるに至った」と述べられています。

これに至るまでの重要な動きとして、2015年11月16日、東京で「人権課題解決に向けた和歌山県集会」(実行委員長:二階俊博)が開催されました。この集会は、部落解放同盟和歌山県連合会などの努力で、和歌山県の自民・公明・民主各党、和歌山県、それと和歌山県連などを構成団体として開催されたものです。ここで稲田朋美政調会長(当時)を招いて講演してもらっています。その講演の中で稲田政調会長は「包括的な法律は、安倍内閣は考えていない。個別法で考える」と発言しています。

「部落差別解消推進法案」の策定過程

法案の策定経過については、以下のとおりです。(いずれも2016年)

- ・3月10日 自民党内に部落問題に関する小委員会の設置 法務省からヒアリング
- ・3月17日 自由同和会からヒアリング
- ・3月24日 部落解放同盟からヒアリング
- ・4月7日 元総務庁地域改善対策協議会委員 稲積謙次郎さんからヒアリング
- ・4月14日 元総務庁地域改善対策室長 炭谷茂さんからヒアリング
- ・4月21日 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の審議
- ・4月26日 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の審議
- ・4月28日 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の法案審査
- ・5月13日 自民党政調審議会及び総務会です了承 自民党と公明党の政策責任者会合にお

いて案文が正式に了承

- ・5月19日 民進党、日本維新の会の賛同も得て 衆議院へ法案提出

国会提出から可決成立までの経過

「部落差別解消推進法案」の国会提出から可決成立までの経過は、以下のとおりです。

- ・5月19日 衆議院へ法案提出(提案者:二階俊博他8名)
- ・5月20日 衆議院法務委員会での趣旨説明
- ・5月25日 衆議院法務委員会での審議 清水忠文(共産)による質問
- ・6月1日 衆議院法務委員会継続審議に
- ・9月26日 衆議院法務委員会へ付託
- ・10月28日 衆議院法務委員会での審議 神谷昇(自民)、藤野保史(共産)、木下智彦(日本維新の会)による質問
- ・11月16日 衆議院法務委員会 藤野保史(共産) 反対討論の後採決、起立多数で可決、付帯決議を採択
- ・11月17日 衆議院本会議で起立多数で可決
- ・11月30日 参議院へ付託
- ・12月1日 参議院法務委員会での趣旨説明、西田昌司(自民)、有田芳生(民進・新緑風会)、小川敏夫(民進・新緑風会)、佐々木さやか(公明)、仁比聡平(共産)、高木かおり(日本維新の会)、糸数慶子(沖縄の風)、山口和之(無所属)による質問。同法律案について参考人の出席を求めることを決定。
- ・12月6日 参議院法務委員会 参考人:部落解放同盟中央本部書記長西島藤彦、京都産業大学文化学部教授灘本昌久、全国地域人権運動総連合事務局長新井直樹及び弁護士石川元也から意見を聴いた後、各参考人に対し、西田(自民)、有田(民進・新緑風会)、佐々木さやか(公明)、仁比(共産)、高木かおり(日本維新の会)、糸数慶子(沖縄の風)、山口和之(無所属)による参考人への質問。
- ・12月8日 参議院法務委員会 西田(自民)、有田(民進)、仁比(共産)による質問、仁比(共産) 反対討論の後採決、挙手多数で可決。付帯決議を採択。
- ・12月9日 参議院本会議 賛成多数で可決成立(賛成220、反対14)

「部落差別解消推進法」の内容

「部落差別解消推進法」の内容は、以下のようになっています。

名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」です。法律の構成は、1条から6条までの条文と附則から成っています。

第一条は「目的」、第二条は「基本理念」、第三条は「国及び地方公共団体の責務」(注2)、第四条は「相談体制の充実」、第五条は「教育及び啓発」(注3)、第六条は「部落差別の実態に係る調査」が規定されています。なお、付則では「この法律は公布の日から施行する」とされています。(法律全文は、末尾に掲載)

「部落差別解消推進法」の評価

「部落差別解消推進法」には、積極面と問題点とがあります。

積極面としては、以下の諸点をあげることができます。

- ① 部落差別の解消の推進を名称としていること
(国の法律で部落差別という用語が使用されたのはこの法律が初めてです)
- ② 現在もなお部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないものであるとの認識を明確にしたこと
- ③ 国と地方公共団体に、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を求めていること
- ④ 国と地方公共団体に、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うことを求めていること
- ⑤ 部落差別解消に関する施策の実施に資するため、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うことを求めていること
- ⑥ この法律は、従来あった「特別措置法」とは異なり、期限は定められておらず、部落差別が解消されるまで効力を持ったものであること

総じてこれらは、現状において部落差別を撤廃するうえで大いに役立つものです。(注4)

一方、問題点としては、以下の諸点をあげることができます。

- ① 部落差別の被害者の効果的な救済のための新たな機関(人権委員会)の設置の必要性まで踏み込んでいないこと
- ② 悪質な部落差別に対する法的規制の必要性まで踏み込んでいないこと
- ③ 当事者を含む学識経験者の参画を得た審議会の設置に関する規定が含まれていないこと

共産党議員の反対と反論

「部落差別解消推進法案」に対して、各党の態度を見ると、共産党のみが反対で、他の党は賛成です。

次に、共産党の議員の反対の論拠とそれへの反論を以下に行います。

具体的には、5月25日、衆議院の法務委員会で、共産党の清水忠文議員は、この法案に反対しているわけですが、どういう論拠で反対しているのか、その問題点をみていきたいと思います。

《部落問題の捉え方》

清水議員は「部落問題とは、江戸時代までの古い身分制度の名残です。一部の地域が社会的差別を受けていたものであり、部落問題とは、封建時代の悪習であり、遺物です」というとらえ方です。これに対しては「部落問題は、封建時代の遺物ではなく、歴史性を持った近現代社会の社会問題」だと言えらると思います。

また清水議員は「部落問題の解決を示す4つの指標」(地域格差の是正、偏見の克服、住民の自立、自由な社会的交流の進展)を挙げていますが、この指標に基づいたとしても、それぞれにおいて改善は見られますが、依然として課題は存在していると思います。

《学校での部落問題の教え方》

清水議員は、民権連と大阪府教委とのやりとりを紹介し、こんな質問をしています。

「生徒から先生に対し、被差別部落は今もあるのですか、どこですかと聞かれたら、先生はどう答えるのか。生徒から聞かれたとしても、そんなん、今、被差別部落なんてないよという言い方になると思います」、「どこやと聞かれたら答えないです。かつて差別されたところはあるかもしれませんが、今はそんなことないよという言い方になります」

わたしなら、この質問に対して「歴史的、社会的に周りから被差別部落として見られている地域は存在している。この地域とそこに暮らす人びと、その地域の出身者に対する差別は不当なものであるので国、自治体、国民が力を合わせ、その解消のために努力してきている」と答えます。

どこにあるかについては「その地域との連携の度合い、当該児童・生徒の部落問題理解の度合い、その学校の部落問題に関する教育計画との関係等を踏まえ回答する」と答えると思います。

《「特別措置」終了の意味》

また「特別措置法」を終了した理由を聞いているのですが、清水議員の誤りは「特別措置法」に基づく特別施策の終了は、部落差別の解消を意味しているものではない、ということが分かっていないとい

う点です。

その根拠は「特別措置」の終了を想定して、1996年5月に出された「地域改善対策協議会意見具申」を見れば明らかです。「意見具申」では、①同和問題は解決へ向けて進んでいるものの、依然として重要な課題、②同和問題など様々な人権問題の解決は、国際的な責務、③「同対審」答申の精神を踏まえて、国、地方公共団体、国民の一人ひとりが同和問題解決に主体的に努力を、④同和問題解決にむけた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題解決につなげていく、ということの基本認識として掲げています。

その上で、今後求められる具体的な取組として意見具申は、①依然として存在している差別意識の解消（教育・啓発）、②人権侵害による被害の救済等（「規制」・救済）、③教育、就労、産業等の面での格差の是正（一般施策（改善、創設含む）の活用）、④施策の適正化（行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除など）をあげています。

《部落差別の定義について》

次いで、清水議員は「法務省人権擁護局は、今回の提出会派の提出者から、この法案の中にある部落差別の定義について明確な説明を受けていたんでしょうか」と尋ねています。これに対して盛山副大臣は、定義規定は置かれていないとしたうえで「法務省の人権擁護機関におきましては、人権啓発活動、調査・救済活動において同和問題という用語を用いております、この同和問題という言葉は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別によりまして、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどして、我が国固有の人権問題を指して用いられていると承知しております。私どもの担当者からは、本法案における部落差別という用語は同和問題に関する差別を念頭に置いているものと理解できる、そういう旨の報告を受けているところでございます」と答えています。

それでも納得しない清水議員は「法律案の第一条に『この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに』というところから始まる。ここで言う部落差別の定義についてお答えいただけますでしょうか」と、もう一度質問しています。

それに対して提案者の山口議員は「その者が部落の出身であることを理由にした差別というふうに解されるでしょうけれども、同和の話と部落差別の話というのは少し経緯があると思うんです。まず、同和対策特別措置法でもって、社会的な身分云々でい

ろいろな部落が今まであったわけですね。それについて、この特別措置法の適用になりたい部落は手を挙げてくださいます。手を挙げたところがこの同和対策のいわゆる対象地域になったわけです。その意味では、同和という言い方でもって、いわゆる部落差別を少しマイルドにという意向もあったかもしれませんが、しかし、そこには経緯的なものがあったわけなので、私たちは、今回は、この部落差別というものの現実を直視する、そして、その直視する中で、まだ今、生活環境の改善はとりあえずの区切りはついたらうけれども、結婚あるいは就職についていろいろの、いわゆる人権侵害をこうむっておられる、あるいは落書きをされ、あるいはインターネットの書き込みをされ、そういう実態がある中で、私たちは、それを何とか解決に持っていきたい、あるいは解消に持っていきたい、というふうに願った次第です。先ほど、突然という話もあったと思いますけれども、これは、相当長い歴史で、皆さん、我々の先輩も含めて議論されてきたと思います。（中略）そしてそれは、自民党のみならず、あるいは当時の民主党のみならず、各党においても、この問題については、かなり深い今までの議論、そしてまたお互いの意見交換の場があったように承知しています。それからさらに、それぞれの一人一人の政治家の皆さんの地域において、実際に肌で感じる実態もあろうかと思えます。その意味で、今回は、部落差別という現実を直視して、そして、なおそこに残る実態について、何とかこれをなくしたいねという理念を法律の形で整えさせていただいた、そこに尽きると思っています」と答え、「部落差別解消推進法」という名称になった背景を説明しています。

そして山口議員は「心理的な差別が今残っているわけですね。我々が今念頭に置いているのは心理的な差別です。心理的な差別というのは、例えばインターネットにもあらわれてくるように、地域に限定されません。あるいは、これから新しい形で出てくるように私には見受けられます。そういう意味では、得体の知れない部分があるわけですね。そのことをあえて定義という格好で限定するということは、心理的な側面を持った今の差別に対して果たして適切なのかどうかというところから、私はむしろ、部落の出身者であることをもって差別される、そういう一般的な理解でもってよしとするというふうに考えた次第です」と説明しています。

上記のやり取りからわかるように、清水議員は執拗に「部落差別の定義」を求めています。提案者側は、①今回の法律が特別の事業や罰則を伴ったものでないこと、②（同和対策審議会答申以降の）長

年にわたる取組で部落差別に関しては、国民の中に共通の理解があること、③厳格な定義をおかない方が新たな形態で生じてくる部落差別に対処できることなどで、定義が不要であるとの反論をしています。

わたしは山口議員の主張のほうに説得力があると思います。

《「部落差別解消推進法」で規定された実態調査について》

さらに、実態調査についても清水議員は「第6条では『部落差別の実態に係る調査を行うもの』とあるんですね。これは、何をどう調査するんですか」と聞いています。

これに対し山口議員は「例えば、インターネットも含めてどういうことになっているのか、そういう一般的な実態の調査ということを念頭に置いています。(中略)それから、特別措置法において、物理的な環境面での議論が終わったとはいえ、いわゆる結婚、みんな心理的な話ですね。その中で侵犯事例として出てきているものはありますけれども、実際には、我々がふだんの政治活動においても実態をよく肌でわかっているように、実はもっともっと多いんじゃないのかなということによく感じています。だけれども、みんな外にはなかなか言えません。そういう意味で、実態について我々はもっと詳しく現実を受けとめる、そういう調査が必要なんじゃないか、そういう趣旨で書いた次第です」と答えていることから、提案者が考えている実態調査は部落差別に基づく差別事件についてどんな実態があるかということ調査したいということが読み取れると思います。

《「部落差別解消推進法」は差別を固定化、永久化するのか?》

これに対し清水議員は「今回の法律ができることによって、新たな差別を掘り起こしたり、特定の地域と住民を部落と示唆し得るものであり、まさしく理念法をつくること自体が部落差別を固定化、永久化するものだと言わなければなりません」と批判しています。

これに対して山口議員は「例えばインターネットでの拡散という状況が起こってくると、それを、おもしろ半分に、もてあそびつつやっている人たちが出てきているわけですね。これは、非常に心が痛みます。だから、その意味で、我々は、現実を直視した上でこれに触れる場合と、全く知らないでこれに触れる場合とでは、脆弱性において非常に違いがあると思うんです。だから、その意味で、最終的には、部落差別がない社会を想定すれば、そこにおいては、今我々が心配しているようなことはないでしょう。

しかし、今現実に存在するんですから、存在する以上は、それをどういうふうに対処していくか、それが我々のポイントだと思うんです。そういう意味では、何もしないというよりも、根拠法としてあることが大事だと思うんです。(中略)3法、この3法が終わった時点で、地方公共団体の方々の中には、多くの人たちが、ああ、もうこれで、同和の方の相談を受けても、彼らが言うのは同和のことですが、相談を受けてももうできないんだというふうに、ある意味で勘違いをしている方が相当おられるわけです。だけれども、それは、現実には、部落差別の解消という観点からはおかしいと思うんです。本流ということでは、生活環境の改善というものは終わったけれども、実際にその根っこというものは残っているんじゃないのかなというふうには思っています」と答えています。

以上のやり取りをまとめると、清水議員の主張は、理念法は差別を固定化すると言って批判しています。それに対して提案者側の反論は、差別が現存しており、その差別の解消に役立つものと説明し、具体的な事例として、①インターネット上の差別情報に影響されることを防ぐ、②部落出身者からの自治体職員への相談への対応（「特別措置法」終了後、対応しなくともよいとの誤解が存在している）を改める、③結婚差別についても表面化していないものが少なくなく根絶をめざす、ということで、この法律は必要だとしています。

《部落差別が解消された姿をどうとらえるか》

この議論の根底にある問題は2つあると思います。1つは部落差別の現状認識が大きくちがいで、清水議員は「基本的に解消している。部落解放同盟の運動に問題がある」という認識であるのに対し、提案者は、「環境改善面を中心に改善されてきたが、意識面や差別事件の面で依然として差別が現存している」という認識であるという点です。

もう1つは、部落が解放された姿をどう捉えるかということです。清水議員は「部落、部落差別をあえて顕在化しない。学校教育や市民啓発等でも取り上げない」という立場です。

わたしは「部落が存在していても、部落出身者であることを明らかにしても差別されない社会をつくりだす。このためには、『部落差別解消推進法』は、積極的な役割を果たす」と考えています。

このような考え方をしている理由は、①集落としての部落は簡単になくならない、②お正月やお盆に、ふるさとに帰りお墓参りをするといい風習は、簡単になくならない、③日本の歴史を教えるとき、江戸時代の身分制度や明治以降の水平社の創立、水平

社宣言等を教える必要がある、④部落の文化を継承発展させようという取り組みが各地で存在している、⑤戸籍制度と電子版「部落地名総鑑」が存在している（回収は極めて困難）と考えるからです。

清水議員は「部落をなくす」発想であって、われわれは「部落差別をなくす」という考え方です。障害者の解放運動もまさにそれで「障害をなくす」のではなく「障害者に対する差別をなくす」運動をやっているのと同じです。

今後の課題

今後の課題を以下に列挙します。

- ① 運動団体内はもとより、各方面で、この法律制定の意義と課題、今後の活用等についての議論を起こすことが必要です。とりわけ、この法律は、部落差別が現存していること、部落差別が許されないものであることを明確にし、相談体制の充実、教育・啓発の推進、実態調査の実施を求めていることを、一人でも多くの人びとに訴えていくことが必要です。
- ② 当該自治体に対して、この法律の制定を踏まえて、取り組まねばならない課題について交渉をすることが必要です。その際、当該自治体として、この法律に対する基本的な受け止め方を明確にすることを求めるとともに、相談体制の充実、教育・啓発の推進に関してどのような方向性を考えているかの回答を求めていくことが重要です。また、差別事件や相談を通して、今日、どのような部落差別の実態があるのかについて自治体として明らかにしていくことを求めていくことも重要な課題です。
- ③ 法務省をはじめとした政府各省庁に対して法律の制定を踏まえて、取り組まねばならない課題について交渉することが必要です。その際、法務省をはじめとした各省庁の、この法律に対する基本的な受け止め方を明確にすることを求めるとともに、相談体制の充実、教育・啓発の推進に関してどのような方向性を考えているかの回答を求めていくことが求められます。また、差別事件や相談を通して、今日、どのような部落差別の実態があるのかについて法務省をはじめとした政府各省庁としても明らかにしていくことを求めていくことも重要な課題です。
- ④ 差別事件を中心とした実態調査結果や相談の分析を通して明らかになってくる部落が置かれている実態を基に、今後、部落差別の解消に向けて求められていることはどのようなものなのかについて専門的な見地からの検討が必要になっ

てきます。このためには、当事者をはじめ専門家の参画を得た審議会が設置される必要があります。

- ⑤ 上記の取組が行われたならば、かねてより各方面から指摘されてきている人権救済のための法制度の整備、悪質な差別に対する法的な規制の必要性が明確になってくると思われます。

おわりに

今年、日本国憲法が公布されて70年、内閣同和対策審議会答申が出されて51年、人種差別撤廃条約の日本での発効、地域改善対策協議会意見具申20年、という節目の年です。

周知のように日本国憲法第14条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。「部落差別解消推進法」は、この規定が盛り込まれているにもかかわらず現存している部落差別を解消するために役立つ法律です。

また、「同対審」答申では「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」とあります。この指摘を踏まえるならば「特別措置法」終了後、部落差別が現存している現状に鑑みて「部落差別解消推進法」は部落差別が解消されるまで同和行政を推進していくための法的根拠でもあるといえます。

さらに、日本が締結している「人種差別撤廃条約」との関係では「部落差別解消推進法」は、同条約の履行監視を担っている人種差別撤廃委員会から日本政府に対して出されている部落差別解消に向けた勧告の具体化にも役立つものです。（注5）

なお、本年は、「部落解放基本法」の制定運動から31年目を迎えています。「部落差別解消推進法」が制定されたことによって「部落解放基本法案」に盛り込まれていた内容が、あたかも伏流水のように、部分的に実現しようとしているということを付言しておきたいと思えます。（注6）

注1、「人権擁護法案」には、国家行政組織法第3条に基づく「人権委員会」を設置することや部落地名総鑑の作成・販売などの禁止規定を含んでいたことは評価できます。

注2、「部落差別解消推進法」では、国には義務規定を定めているのに対し、自治体には努力規定にとどまっています。これは2000年4月に施行された地方分権一括法によって、国と地方自治体は対等の存在になったので、国が制定する法律で自治体を義務

付ける法律はつくれないのでこういう表現になっているのです。このため、この法律の制定を踏まえ、国に対してこの法律の実施を求めていくとともに、それぞれの地域の実態を明らかにし、当該自治体にこの法律に基づく取組の実施を迫ることが求められます。

注3、「人権教育・啓発推進法」が2000年12月に制定されていますが、人権一般に薄まって、部落問題を学校等であまり教えなくなっているという弊害も出てきています。その点では「部落差別解消推進法」では、部落問題に関する教育・啓発の推進が明記されたことは、この流れへの歯止めになるものです。

注4、2016年6月に制定された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（「ヘイトスピーチ対策法」）についても、禁止規定が含まれていないなどの問題点が含まれていますが、基本的には評価できるものとされています。「ヘイトスピーチ対策法」と「部落差別解消推進法」とを比べてみると、「定義」規程を除いて法律の枠組みは基本的には同じです。「ヘイトスピーチ対策法」ができたことによって、「在特会」等によるヘイトスピーチに対する国民の批判的な意識が高まっていること、国や自治体の取り組みが強化されているなどの成果が上がっている点は「部落差別解消推進法」を評価する際の参考になります。

注5、人種差別撤廃委員会による日本政府に出された勧告の中には、人種差別撤廃条約を受けた差別禁止法や救済法の制定とともに包括的な人種差別撤廃法制定の必要性が含まれています。これらは「部落差別解消推進法」制定後の今後の課題です。

注6、この法律は、「部落解放基本法案」のとりまとめ、制定運動に参画してきた筆者からみれば、部落解放基本法制定要求運動という流れの延長線上に出てきたと思います。部落解放基本法制定の要求は、1985年5月から、法案を示して運動が展開されてきました。この部落解放基本法と今回の「部落差別解消推進法」を比較すると、部落差別の解消（部落解放）を目的とした法律であること、相談の充実や教育・啓発の推進を求めていること、実態調査の実施を定めている点では同一です。一方、異なっているのは、「部落差別解消推進法」は、「国民の責務」に関する条文を置かず、国民の理解をうながすように国と自治体がやらないといけないという枠組みになっている点です。また、「施策の目的」、「部落差別の規制等」、「被害者に対する救済制度」、「同和対策事業」、「行政組織の整備」、「報告」に関する条文が「部落差別解消推進法」にはありません。重大な問

題点としては、「部落解放基本法」には「部落解放対策審議会」という規定があったのですが、残念ながら今回の「部落差別解消推進法」には審議会を設置するという規定はありません。こうして比較すると、「部落差別解消推進法」は、「部落解放基本法」の内容を部分的に含んだ、理念法であるということができます。

法律第九号（平二八・一二・一六）

部落差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消する

ため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(総務・法務・文部科学・内閣総理大臣署名)

■住吉隣保事業推進協会の動き

「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座 2月例会のご案内

去る12月9日、「部落差別解消推進法」が参議院本会議において賛成多数で可決・成立、12月16日から公布・施行されています。

2002年3月末で、33年間続いてきた「特別措置法」が終了して、14年が経過しました。この間、戸籍謄本等大量不正入手事件、不動産売買めぐり差別事件、大量差別文書配布事件、インターネット上での差別情報の流布、全国部落調査復刻版の販売予告事件など、悪質な差別事件が後を絶たない現状があります。

このような差別の現状を直視し、今回成立した「部落差別解消推進法」を活用した新たな部落解放運動の展開が求められています。

このための一助として、近年、新たな部落解放運動の展開を提唱しておられる部落解放同盟奈良県連合会書記長の伊藤満さんをお招きし、下記の要領で2月例会を開催します。

みなさまの積極的なご参加を呼び掛けます。

【テーマ】「両側から超える」新たな部落解放運動の創造をめざして（仮題）

【講師】伊藤満さん（部落解放同盟奈良県連合会書記長）

【日時】2017年2月5日（日）午前10時～正午

【場所】住吉隣保事業推進センター
（愛称：すみよし隣保館 寿）
3階 小会議室

【定員】20名

【参加資料代】お一人様500円

* 賛助会員は半額免除

【申込方法】

直接来館、電話、ファックスでお申込ください。

【申込・問合せ】

公益財団法人住吉隣保事業推進協会

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15

電話 (06) 6674-3732

ファックス (06) 6674-3700

賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

＜年会費＞

個人：3,000円

団体：10,000円

加入していたければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会 ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

* 「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します。

